

「東海温故創新の家」は、

住まい手、設計事業者、施工事業者、それぞれが

信頼関係を築くことで将来の安心へ繋がる家

住まい手が東海地域の文化性と地域との繋がり

を「懐かしい未来」として五感で感じることができる家



平成26年度 地域型住宅ブランド化事業

「東海温故創新の家」

一般社団法人 **東海木造住宅協会**

事務局 〒500-8447 岐阜県岐阜市大倉町12
TEL 058-271-3003 / FAX 058-271-5630
HP <http://www.tokaimokuzo.jp/>



「東海温故創新の家」 共通ルール

共通ルールの確認は昨年度同様、重要事項確認書にお施主様の捺印を頂き、確認する



設計段階

1. 卓越風の解析等を基に開口部の位置を協議
2. 柱は県産材認証材、梁・桁・土台は地域材、柱等是一部現し
 - ▶県産材 → ぎふ証明材、ぎふ性能表示材、あいち認証材、三重の木、あかね材
 - ▶地域材 → ぎふ証明材、ぎふ性能表示材、あいち認証材、三重の木、あかね材、合法木材
3. 許容応力度計算、又は品確法による壁量計算により、耐震等級2又は3・耐風等級2を確保
4. 維持管理対策等級については東海木造住宅協会が取得した住宅型式性能認定を原則使用
(長期優良住宅であればどんな物件でも当てはまる内容)
5. 外からの視線を遮るものの選定
(格子、カーテン、ブラインドの設置や窓の高さ・向きの工夫等)
6. 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源を一品選定し、必ず施工
例) 岐阜県：美濃焼、美濃和紙 …等
愛知県：三州瓦、瀬戸焼 …等
三重県：伊勢型紙、伊賀焼 …等
滋賀県：八幡瓦、信楽焼 …等
7. 建て替えの場合、再利用できる建具や構造躯体に関して協議
8. 材種・数量・単位が明確な見積書の提示
9. 省エネルギー施工技術者講習会を原則受講
(24年度、25年度に受講していてもよい)



申請段階

第三者機関で長期優良住宅の技術的審査を行う
交付申請時に申請事務局手数料 1戸あたり5,000円を事務局へ支払う



建築段階

第三者機関で計4回の現場確認を行う(基礎配筋検査、上部躯体検査、断熱材施工時、完成時)
(住宅あんしん保証、JIO、住宅保証機構のいずれかであれば、瑕疵担保保険の検査と併用できる)



維持管理段階

1. 指定期間(1年・3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年)の維持保全計画書の作成
2. JBNの住宅履歴「いえもり・かるて」にて住宅履歴情報の作成・保管
3. JBNの「住まいの管理手帳」を用いてお施主様へ説明